

平成 27 年 10 月 1 日
環境省廃棄物・リサイクル対策部
災害廃棄物対策チーム

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の策定について

1. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の目的

「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（以下「行動指針」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物対策をさらに強靱なものとするべく、東日本大震災はもとより過去に発災した比較的規模の大きい災害による教訓・知見及びこれまでの取組の成果に関する「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」における議論の内容を踏まえ、策定するものである。

本行動指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号。平成 27 年 8 月 6 日施行）に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして策定する。

2. これまでの検討経緯

平成 26 年度 3 月 24 日 「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会（第 5 回）」にて「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に盛り込むべき事項」（案）をとりまとめた。

平成 27 年度 5 月 27 日 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（第 1 回）」にて「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（骨子）（案）をとりまとめた。

7 月 3 日 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（第 2 回）」にて「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（素案）をとりまとめた。

9 月 11 日 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（第 3 回）」にて「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（案）をとりまとめた。

9 月 24 日 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（案）
～10 月 8 日 に対する意見募集（パブリックコメント）を実施中。

3. 今後の対応

パブリックコメントの結果を踏まえつつ、早期の策定を目指す。